

「歯科技工士問題の改善を目指して」

第9章 改善策の模索

3 最低価格保障制度

【歯科技工物の質の担保】

これまで述べてきたように、技工料金は市場価格であり、その価格は基本的には需給で決まります。反感を抱かれる読者も多いとは思いますが、これは否定できない事実です。「技工料金が上がるためには、就業歯科技工士が減る必要がある。」……簡単に言えばこういうことです。

今の、特に保険の範囲の歯科技工物は、確立された技術で作られるものばかりです。材料等の改良はありますが、もう、数十年前に技法が確立されたものです。いうなれば、枯れた技術です。一般的には、枯れた技術のものは、時がたつにつれてその価格は下落していきます。工業製品と違い、技工物はすべてがオーダーメイドであるため、価格が下がっていく速さはかなり遅いのですが、需要そのものの減少も加わり、価格の下落傾向はとめることは難しいでしょう。（一般の業界では、そうなると新しい技術が開発され、成長を続けていくのですが、歯科の場合には、残念ながら、それができてこなかったのです。）理論と感情の狭間で、悩み続け、会員と議論を続け、反発を承知の上で意見をぶつけ合い、何とかこの技工コンテンツをサイトにUPすることができましたのですが、どこかで足りない部分を感じていたことも事実です。

今の制度では、歯科技工の自由市場が競争を促し、それが歯科医療費の高騰を抑えるという、国民にとっての大きなメリットがあります。しかし、市場では強者と弱者がどうしても生じてしまいます。弱者が「過当競争」に陥ると、そのメリットを超えるデメリットがでてくることに危機感を感じています。

そこで、メリットもある競争原理は残しながらも、何か過当競争に陥らない仕組みはできないかと考えてみたのです。

昨年末、みんなの歯科ネットワークのBBS (<http://yy700.60.kg/minashika/>) で、書き込んだ【「歯科技工物品質保証登録システム」と「歯科技工物の最低価格保証制度」を組み合わせたシステム】の構想がその元になっています。

そのときにはまだぼんやりしたものではありましたが。技工（士）問題、どうすれば解決す

るのかと、深い理論付けもないまま、考えが浮かぶたびに書き込みしたものです。この書き込みがこれからの技工（士）問題を解決していく上で、何らかの役に立つのではと思い、それについて今一度整理して考えを述べてみたいと思います。

これは、歯科技工物の質を担保することで、それが技工料金のUPに繋がらないかと考えたことが始まりです。もちろん、それが国民の利益にも繋がらなければいけません。良質な技工物を提供する上で、一番負担を強いられるのは、歯科医師であり、歯科技工士であって当然であるという考えが根本にあります。

この構想をBBSに書き込みする前から、歯科技工料金の直接請求、歯科技工料金の公定価格化、保険歯科技工士（所）の設立には疑問を感じていました。果たして、それらが本当に歯科技工（士）問題の解決になるのだろうかという疑問です。それらの及ぼす効果にも疑問がありましたし、法律改正という高い壁を乗り越えることは困難であろうと考えていたからです。

技工料金と技工物の質が比例していないという事実もあります。技工物の質を評価することは非常に困難なことです。であるなら、技工物の質を担保する方向で解決できないかと考えたのです。

たどり着いたのがこの「適正品質保証制度」と「品質保証・評価制度」とを組み合わせたものです。

以下、この制度について述べていきたいと思います。これは、簡単に言えば、技工物の質を担保する基準を作り、それに乗る（手挙げ方式で）歯科医院、歯科技工所に限り、技工物料金の最低価格を保証し、また、その技工物を使った補綴物の評価を高く設定しようというものです。

しかし、考えをまとめていく中で、この制度実現には大きな課題があることがわかりました。結局のところ、法律的な問題、たとえば独占禁止法との兼ね合いなど、大きな壁を乗り越えることができるだけの理論を構築することができていません。その点をご承知の上、一つの考え方としてお読みいただけましたらと思います。

【歯科技工所からみた制度】

一定以上の基準を満たした歯科技工所は「適正品質保証制度」に申請・登録することが出来ます。これを申請するかどうかは任意（手上げ方式）です。

申請するための基準（条件）としては、

- ・ 歯科技工所施設基準の強化（施設・設備の高度化、労働環境の整備）
- ・ 歯科技工所従業員資格の把握強化（無資格者労働の排除、あるいは業務範囲の明確化）

- ・ 歯科技工物受注の際の技工指示書の多機能化（トレーサビリティ機能付技工指示書の整備）
- ・ 歯科技工物の完成時の検査強化（技工指示書の多機能化の一機能として）
- ・ 歯科技工物受注時・納品時のチェック強化（発注、納品するときのお互いのチェック強化）

などが考えられるでしょう。（これらのハードルの高さで、この制度に乗る歯科技工所の数が変わります。）

一定の条件をクリアし、申請が認められ、この制度に登録した歯科技工所は、決められた「歯科技工物の最低保価格」以上で、後に述べる「歯科技工物品質保証・評価制度」に登録した歯科医院と取引することができます。もちろん、「歯科技工物品質保証・評価制度」に登録していない歯科医院とも取引はできますが、この場合には「最低保証料金」は適用されません。（納入先により、技工料金が異なることとなります。）

歯科技工物の最低保証価格は国が決定しますが、価格の上限は設定されません。一部市場経済、一部統制経済下にある事になります。

そして、この歯科技工物の最低保証価格は、今の実勢で最低ランクの技工料金よりかは、いくらかでも高めに設定しなければなりません。そうでないと、この制度の意味はなくなります。「適正品質保証制度」に登録した歯科技工所は、「歯科技工物品質保証・評価制度」に登録した歯科医院と契約を結ぶことができます。

また、歯科技工所が「適正品質保証制度」に登録できるためには、そこで勤務するすべての歯科技工士は、一定の基準を満たす必要があります。

その基準としては

- ・ 4年制養成学校卒業が必要、それ以外の歯科技工士については一定期間中における一定以上の研修義務付け
- ・ 歯科技工士免許更新制（更新ごとに研修が必要）

などが考えられます。

「歯科技工物品質保証・評価制度」に登録した歯科医院と契約を結んだ「適正品質保証制度」に登録した歯科技工所は、国が決めた最低価格以上の技工料金を歯科医院から受けることとなります。歯科技工所が直接患者・保険者から報酬を受け取る直接請求ではありませんし、その技工所は、「保険歯科技工所」ではなく、そこで勤務する歯科技工士も「保険歯科技工士」ではありません。（健康保険法 療養の給付に関する費用 第76条は変える必要はないということです。）

健康保険法

(療養の給付に関する費用)

第76条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

上の条件をクリアするためにはそれなりの経営努力・投資を必要としますが、ある程度の品質保証、ある程度の技工所環境は担保でき、一定以上の技工料金は保証されることになります。

歯科技工所は、登録した後も、定期的に一ヶ月ごとの技工物の数と従業員（歯科技工士）数を報告する必要があります。労働基準法を大幅に超えないとこなせないような技工物の製作数、あるいは無資格者を雇用しないと不可能な技工物の製作数が疑われるようなら、その技工所に対して、立ち入り検査が実施される仕組みも必要かもしれません。

この基準を満たすことができない歯科技工所にとっては厳しい制度かもしれません。反発を覚悟で書けば、そういった歯科技工所は退場を迫られる可能性があります。ただし、退場する歯科技工所が増える（つまり、供給が減る）ことは、技工料金のUPの要因になるということまで考えていただければと思います。

【歯科医院から見た制度.....歯科技工物品質保証・評価制度】

「歯科技工物品質保証・評価制度」は歯科医院に対する制度です。「適正品質保証制度」に登録した技工所が作成した技工物を装着する場合は、診療報酬は、幾分か高く設定します。今制度としてある「補管（補綴物維持管理）」の加算とするのも一つの方法だと思えます。これは、紙出しを考えてのことです。この制度のためには新たな紙出し、あるいは新たな院内掲示等が必要となります。補管の加算とすれば、それに対しての歯科医院の新たな負担を幾分でも和らげることができ、制度の導入が容易になるのではないかと考えます。しかし、加算の場合は、登ったはしごを突然はずされる可能性がありますから、補綴物本体の点数を上げたほうが良いのかもしれない。

補管に一定点数が加算された場合には、同時に補管期間も延長されるでしょう。歯科医院にも、歯科技工所にとっても厳しい面はありますが、技工物の質の向上が目的ですから、何らかのインセンティブをつけて、質を担保することには理解は得られるのではないのでしょうか。

「歯科技物品質保証・評価制度」に登録した歯科医院は、「適正品質保証制度」に登録した歯科技工所だけと取引できます。「適正品質保証制度」に登録した歯科技工所と、「適正品質保証制度」に登録していない歯科技工所、両方と取引している場合には、歯科医院は「歯科技物品質保証・評価制度」には、登録できません。

歯科医院の周囲に「適正品質保証制度」に登録した歯科技工所が存在しない可能性もあり、周囲に「適正品質保証制度」に登録した歯科技工所があっても、その歯科技工所とは取引したくない場合もあります。その場合には、歯科医院は、「歯科技物品質保証・評価制度」に登録できないこととなります。

歯科医院にとっては、現状を考慮し、「適正品質保証制度」に登録した歯科技工所、していない歯科技工所いずれとも取引できることが認められるなら制度に乗りやすいでしょうが、医療において同一歯科医院内での一物二価は認められることではありませんし、補管への加算は当然医療機関単位になりますから、その場合は、補管の加算は認められないということになります。つまり、「歯科技物品質保証・評価制度」に登録した歯科医院の取引先は、すべてが「適正品質保証制度」に登録した歯科技工所でないと制度は成り立たないのです。（周囲の歯科技工所に「歯科技物品質保証登録システム」に登録するように働きかけるしかないでしょう。）

少々技工料金が高くなる可能性があったとしても、一定の基準を満たした「歯科技工物品質保証登録システム」に登録した歯科技工所を選択するか、安い「適正品質保証制度」に登録していない歯科技工所を選択するかの決定は、あくまでも歯科医院にゆだねられることとなりますが、この情報は、義務付けられている明細書に記載し、また、院内に掲示することが義務付けられます。技工物の情報を、技工物を装着される患者にも示すためです。こういう制度であれば、つまり、医療の一定のレベルの確保が出来るような案ならば、財源の確保も多少容易になってくるのではないかと考えています。

生活の医療である歯科にはあった制度ではないかと考えています。また、これは患者にも、歯科医院にも、歯科技工士にも メリットがある制度ではないでしょうか。技工物のトレーサビィティーを含む「情報の非対称」を埋めるためにも役に立つのではないかと考えています。

【歯科医院と歯科技工所の契約義務】

この制度に乗る歯科医院と歯科技工所は、一定の決められた項目以上の契約を結ぶことが義務付けられます。製作における責任分担、再製料金の割合、宅配便を利用する場合はその負担割合などが明記された契約書を交わす必要があります。この契約があってはじめて、歯科医院、歯科技工所は、制度に従った請求を行うことができます。

また、一定の技工物の質を担保するために、一定の記載内容を備えた多機能技工指示書で、技工物製作を行うことも条件となります。

【院内技工士への対応】

この制度で問題となるのは、歯科医院内技工士が作成した場合の評価です。歯科医院にある技工室は、歯科技工所ではありませんので、施設基準をどうするのかという問題がでてきます。指示書についてもその歯科医院で治療を行っている患者の場合は、指示書は必要とはされていませんから、多機能技工指示書を義務付けることはできません。また、歯科医院に雇用され、給与が支払われるため、最低技工料金も歯科技工士の待遇とは直接は関係ありません。

となると、歯科医院内技工士が作る技工物は、この制度に乗れないこととなります。外注技工物と院内製作技工物がある場合にはどうするのかという問題もあります。（外注技工物にだけ補管点数が加算されることもありえません。）

歯科医院内技工士を重視する筆者としては、この制度に院内技工士が乗れない制度であることは、自分でも納得行かないのですが、良い案は浮かんできません。院内歯科技工士を雇用している場合には別のシステムを考えないといけないようです。

【最初のハードルは高く】

この制度を採用する歯科医院・歯科技工士の数は、その基準・ハードルの高さにより変化します。求められる基準が高ければ高いほど登録する数は少なくなります。

歯科医療費全体を考えれば、最初の数は少なく、徐々に採用する歯科医院、歯科技工所が増えてくるとというのが、理想的ではあります。診療報酬改定率以上の伸びが期待できるということです。

診療報酬改定と歯科医療費

<http://www.minnanoshika.net/wiki/index.php?%BF%C7%CE%C5%CA%F3%BD%B7%B2%FE%C4%EA%A4%C8%BB%F5%B2%CA%B0%E5%CE%C5%C8%F1>

を参考に。）

【歯科技工物の最低価格の決定方法】

この制度の大きな問題点は 具体的にどうやって「最低価格」を算出するかと言うことです。まずは基礎となるデータが必要です。「医療経済実態調査」と同様な調査を、歯科技工所を対象として行い、技工所の経営内容を把握するとともに、実勢価格を集計することが必要でしょう。

同時に、最低の品質を保証するために必要な原価計算を行い、「歯科技工経済実態調査」「歯科技工物実勢価格調査」と「技工物原価計算」を組み合わせ、最低技工料金を決定するようなことになるでしょう。

二年に一度、調査等をおこない（この調査は現在でも行われているようですが、結果は非公表です。）診療報酬改定時に最低料金を同時に決定しますが、これはあくまで技工物の最低価格を示したものであり、補綴物の点数とはなんらリンクはさせません。

かなり厄介な作業になりそうです。最終的には、政治的な解決でしか、その価格をつけることができないかもしれません。

この最低価格設定が、独占禁止法にかからないようにする仕組みも重要です。この制度を手挙げ方式にした理由には、独占禁止法に接触するのをできる限り避けたいということがあります。（しかし、この制度が独占禁止法に違反するかどうかは、法律に明るいわけではない筆者には判断ができないことは、お許しください。）公正取引委員会が関与してでも、「技工価格決定機関」（政府・日歯・日技・第三者で構成される機関）を新たに設立することも考えられます。

技工価格はあくまでも（最低価格だけが決められた）自由価格です。上限は設定されません。歯科技工物の最低料金だけが決められます。いまと変わらず自由経済下に置かれた市場価格ということになります。これは、競争原理の良い面は残すべきだと考えているからです。

質の差を出しにくい、また、質を評価しにくい歯科技工物ですから、制度設立後の実勢価格が、歯科技工物の最低価格付近に張り付いてしまう可能性はあります。しかし、歯科技工物の最低料金ができれば、これまでのように「価格勝負」ではなく、いくらかでも「質の勝負」になるのではないのでしょうか。そうなれば、国民にとっても大きな利益となるはずです。

このシステムでは「一物二価」になってしまう事も問題点として挙げられます。最適水準を保証すべき国民皆保険に価格差を認める、つまり経済格差を認めることになってしまいます。（ただ、今でも、補管を算定する歯科医院と算定しない歯科医院があり、補管を算定しない歯科医院は加圧根充が算定できないなど、一物二価になっています。）

【制度を考えてみて】

この制度の第一目的は、低技工料金を改善し、歯科技工士の生活を守るためのものではありません。その目的は、一定以上の価格を維持することで、技工物の質を保証し、過当競争で生じる危険性のある国民への害が出ないようにするためのものです。過当競争による異常に低い技工料金により、歯科技工物の質が低下し、患者に不利益が生じることを防止する制度を目指し、考えたものです。ただ、「結果として、歯科技工士の生活もあるレベルは保証される」ことにもつながると思います。

歯科技工所・歯科医院は、「最低価格技工料金」を遵守ながら、しかも競争を認めて自由に技工料金をお互いの交渉の中で技工料金を設定することになります。診療報酬の支払いは、これまでどおり歯科医院に支払われます。歯科医院は「最低技工料金」を参考に、それよりも技工料金は高いかもしれないがさらに品質が良好な技工物を自由に選択できます。

「最低技工料金」を明示することにより、無茶なダンピングや歯科医院による不当な値下げ圧力が弱まることが期待できます。この制度は「公正取引」という面で一定の保証をしようというものです。

ここまで書いてきましたが、まだまだ詰めが甘く、批判を沢山受けることは覚悟していません。最低技工料金だけを明示し、一定の技工料金を決めないことは、強制力の弱い緩やかな制度で、甘いとの批判も出てくるでしょう。しかし、そうでないと現実には受け入れられないと思っています。

最大の問題点は、この制度が独占禁止法に違反する可能性が高いということです。適正な競争を阻害する可能性があります。現に、企業努力で低価格で良質な技工物を製作している技工所もあります。そういった技工所にとっては迷惑な制度かもしれません。そういった技工所が不利にならないような仕組みも組み込む必要があるでしょう。

この制度を考えるときには、できるだけ、法律は変えずに制度を作ることが条件ですが、この部分だけは法律の改正、新しい法律が必要になるでしょう。

まだまだ煮詰め切れてはいないこの提案が、歯科技工（士）解決へ向けて、わずかなきっかけにでもなれば幸いです。

2010年9月吉日

2010年9月吉日

NPO法人 みんなの歯科ネットワーク

TEAM Minerva

MINNA
みんなの歯科ネットワーク